

人 号 外
平成 23 年 10 月 4 日

各課所室長 様
各（安全）衛生管理者 様
各（安全）衛生推進者 様

人 事 課 長

産業医によるメンタルヘルスチェックについて（通知）

産業医によるメンタルヘルス相談については、毎月全庁連絡掲示板で通知し、個別に相談を受け付けておりますが、新たに、課所室全員や担当全員などの単位で、予め記入してもらったチェックリストにもとづき、一人ずつ産業医によるメンタルヘルスチェックをしてもらう取り組みを実施します。

職員本人にとってセルフケア（ストレスへの気づきや対処）のきっかけになるとともに、職場（管理職）にとっては全体の傾向を把握し、職場環境改善のヒントを見つける機会にもなります。

希望する課所室は、人事課へご相談くださるようお願いします。

記

- 1 実 施 日 原則として毎月第2・第4金曜日午後
- 2 対 象 者 希望する課所室又は担当単位で、原則として職員全員
ただし、時間の都合で数回に分けて行うこともあります。
- 3 実施場所 保健室
保健室以外の場所での実施は、個別にご相談ください。
- 4 実施方法 事前に質問票（A4用紙1枚で質問項目は20程度）に記入
してきてもらい、その内容に沿って精神科産業医が簡単な面接
をします。一人あたりの面接時間は5分～10分程度です。（長
くなる場合もあります。）
- 5 そ の 他
 - (1) 本人の了解なく、産業医が所属長や人事課に個人情報や相談内容を伝える
ことはありません。
 - (2) 面接終了後、全体的な傾向について産業医から所属長に直接お伝えするこ
とは可能です。

担 当 総務部人事課給与厚生担当